

募集要項の主な変更点

修正箇所	従来ベースの募集要項	変更点																										
全般																												
	移管先法人等	移管先法人																										
本編																												
3 移管に係る基本的事項 (P 7)	(2) 業務の引継ぎ・共同保育 ア 期間 平成31年4月1日～平成33年3月31日（最長） イ 実施方法（予定） (ア) 移管前（平成31年度） <table><tr><th>対象者</th><th>期間及び日数</th></tr><tr><td>園長予定者 1人</td><td>4月～12月 原則週 1日 1月～ 3月 原則週 2.5日</td></tr><tr><td>主任保育士予定者 1人</td><td>4月～ 8月 原則週 1日 9月～ 3月 原則週 5日</td></tr><tr><td>幼児クラス担任予定者 3人 (各クラス1人)</td><td>6月～ 8月 原則週 1日 9月～12月 原則週 2.5日 1月～ 3月 原則週 5日</td></tr><tr><td>乳児クラス担任予定者 3人 (各クラス1人)</td><td>6月～12月 原則週 1日 1月～ 3月 原則週 5日</td></tr><tr><td>調理員予定者 1人</td><td>6月～12月 原則週 1日 1月～ 3月 原則週 5日</td></tr></table> ※ 京都市民間保育園職員給与等運用事業（プール制）における給料表等に基づき本市が算定した人件費の補助を予定しています。 (イ) 移管後（平成31年度） <table><tr><th>時 期</th><th>派遣職員（本市職員）※</th><th>頻 度</th></tr><tr><td>平成31年4月～ 平成32年3月</td><td>副所長 1人 移管前の担任 6人</td><td>必要な日数</td></tr></table> ※ 移管後の状況に応じて、本市からの派遣職員を適宜減らします。 ※ 引継ぎ・共同保育終了後は、本市職員が定期的に訪問し、保育の状況を確認します。	対象者	期間及び日数	園長予定者 1人	4月～12月 原則週 1日 1月～ 3月 原則週 2.5日	主任保育士予定者 1人	4月～ 8月 原則週 1日 9月～ 3月 原則週 5日	幼児クラス担任予定者 3人 (各クラス1人)	6月～ 8月 原則週 1日 9月～12月 原則週 2.5日 1月～ 3月 原則週 5日	乳児クラス担任予定者 3人 (各クラス1人)	6月～12月 原則週 1日 1月～ 3月 原則週 5日	調理員予定者 1人	6月～12月 原則週 1日 1月～ 3月 原則週 5日	時 期	派遣職員（本市職員）※	頻 度	平成31年4月～ 平成32年3月	副所長 1人 移管前の担任 6人	必要な日数	(3) 業務の引継ぎ・共同保育 ア 期間 <u>平成31年6月1日～平成32年3月31日</u> イ 実施方法（予定） <table><tr><th>対象者</th><th>期間及び日数</th></tr><tr><td>園長予定者 1人</td><td>平成32年1月～ 3月 原則週 2.5日</td></tr><tr><td>クラス担任予定者 1人 (0歳児担任のみ)</td><td>平成31年6月～12月 原則週 1日 平成32年1月～ 3月 原則週 5日</td></tr><tr><td>調理員予定者 1人</td><td>平成31年6月～12月 原則週 1日 平成32年1月～ 3月 原則週 5日</td></tr></table> ※ 京都市民間保育園職員給与等運用事業（プール制）における給料表等に基づき本市が算定した人件費の補助を予定しています。	対象者	期間及び日数	園長予定者 1人	平成32年1月～ 3月 原則週 2.5日	クラス担任予定者 1人 (0歳児担任のみ)	平成31年6月～12月 原則週 1日 平成32年1月～ 3月 原則週 5日	調理員予定者 1人	平成31年6月～12月 原則週 1日 平成32年1月～ 3月 原則週 5日
	対象者	期間及び日数																										
	園長予定者 1人	4月～12月 原則週 1日 1月～ 3月 原則週 2.5日																										
	主任保育士予定者 1人	4月～ 8月 原則週 1日 9月～ 3月 原則週 5日																										
	幼児クラス担任予定者 3人 (各クラス1人)	6月～ 8月 原則週 1日 9月～12月 原則週 2.5日 1月～ 3月 原則週 5日																										
	乳児クラス担任予定者 3人 (各クラス1人)	6月～12月 原則週 1日 1月～ 3月 原則週 5日																										
	調理員予定者 1人	6月～12月 原則週 1日 1月～ 3月 原則週 5日																										
	時 期	派遣職員（本市職員）※	頻 度																									
	平成31年4月～ 平成32年3月	副所長 1人 移管前の担任 6人	必要な日数																									
	対象者	期間及び日数																										
園長予定者 1人	平成32年1月～ 3月 原則週 2.5日																											
クラス担任予定者 1人 (0歳児担任のみ)	平成31年6月～12月 原則週 1日 平成32年1月～ 3月 原則週 5日																											
調理員予定者 1人	平成31年6月～12月 原則週 1日 平成32年1月～ 3月 原則週 5日																											

修正箇所	従来ベースの募集要項	変更点
3 移管に係る基本的事項 (P 7, 8)	(追加)	(4) 本市職員の派遣 <u>移管日の前日に在所している児童が卒所するまでの期間，対象児が在籍するクラスについては，市の保育士を派遣し，保育を行います。</u> <u>ア 職員派遣の根拠</u> <u>本市職員の派遣は，京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定により，移管先法人との取決めに基づいて行います。</u> <u>イ 派遣する市職員の体制及び業務内容</u> <u>移管日の前日に在所している児童が在籍するクラスの保育業務に従事させるため，クラス担任保育士を派遣します。</u> <u>また，クラス担任保育士に加えて，①保育及び運営への関与，②保育の実施内容及び引継ぎ内容の確認，③派遣職員の管理監督の業務に従事させるため，課長級の保育士の職員（移管先法人における副園長相当を予定）を派遣します。</u> <u>ウ 派遣する市職員数</u> <u>京都市保育士配置基準及び障害児認定区分に応じた職員加配基準により算出します。</u> <u>エ 派遣期間</u> <u>移管日の前日に在所している児童が卒所するまでの期間</u> <u>オ 派遣する市職員の勤務条件等</u> <u>移管先法人と本市において，京都市職員給与条例等の規定に基づいた内容で取り決めることとします。</u>
	(追加)	(5) 移管先法人の職員体制 <u>園長，本市職員を派遣するクラス以外に必要な保育士，調理員及び一時預かり対応に必要な保育士を確保してください。</u> <u>(参考) 年度ごとの職員配置の考え方</u>

修正箇所	従来ベースの募集要項	変更点
4 施設整備に係る基本事項 (P 9)	(追加)	本市が用意する保育所用地において、次の各号に掲げる条件を満たす保育所を整備してください。 なお、施設整備に当たっては、国が定める補助金交付要綱に基づき、本市の予算の範囲内において補助の対象となります。ただし、学校法人については、2箇年事業の場合、補助の対象外となりますので、御注意ください。 (1) 170人定員規模の保育所とし、定員の超過入所についても考慮すること（移管日の前日に在所している児童が卒所するまでの期間については、保育所として運営すること。）。 (2) 京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例に定める基準を満たすこと。 (3) 送迎用の駐車スペース（10台程度）及び駐輪スペースを確保すること。 (4) 近隣の生活環境に対する影響に配慮すること。 (5) 平成30年11月以降に着工し、平成●●年●●月までに完了のうえ、平成32年4月から運営できるようにすること。
5 申請資格 (P 9)	(1) 京都市内において、認可保育所、認定こども園又は認可幼稚園を運営している者であること。	(1) 平成30年11月時点で、京都市内において、認可保育所、認定こども園又は認可幼稚園を運営している <u>社会福祉法人又は学校法人</u> であること。

修正箇所	従来ベースの募集要項	変更点																																				
8 移管先候補者の選定等 (P 13～15)	(1) 移管先候補者の選定方法 第一次審査及び第二次審査の合計の得点が105点（得点率70％）以下の場合や第一次審査及び第二次審査の各中項目において、小項目の合計点が0点の中項目がある場合等、市営保育所移管先選定部会において移管先として適当でないと判断した場合は、移管先候補者として選定しません。 ア 第一次審査（書面審査） 審査項目（大項目）の運営実績に係る審査項目の得点小計を25点満点とし、事業計画に係る審査項目の得点小計を75点満点として得点を換算します。 <table><tr><td></td><td>運営実績に係る配点</td><td>事業計画に係る配点</td><td>計</td></tr><tr><td>書面審査</td><td>25点</td><td>75点</td><td>100点</td></tr><tr><td>実地審査</td><td>50点</td><td>－</td><td>50点</td></tr><tr><td>計</td><td>75点</td><td>75点</td><td>150点</td></tr></table>		運営実績に係る配点	事業計画に係る配点	計	書面審査	25点	75点	100点	実地審査	50点	－	50点	計	75点	75点	150点	(1) 移管先候補者の選定方法 第一次審査及び第二次審査の合計の得点が<u>140点</u>（得点率70％）以下の場合や第一次審査及び第二次審査の各中項目において、小項目の合計点が0点の中項目がある場合等、市営保育所移管先選定部会において移管先として適当でないと判断した場合は、移管先候補者として選定しません。 ア 第一次審査（書面審査） 審査項目（大項目）の運営実績に係る審査項目の得点小計を25点満点、事業計画に係る審査項目の得点小計を75点満点、<u>整備計画に係る審査項目の得点小計を50点満点</u>として得点を換算します。 <table><tr><td></td><td>運営実績に係る配点</td><td>事業計画に係る配点</td><td><u>整備計画に係る配点</u></td><td>計</td></tr><tr><td>書面審査</td><td>25点</td><td>75点</td><td><u>50点</u></td><td><u>150点</u></td></tr><tr><td>実地審査</td><td>50点</td><td>－</td><td><u>－</u></td><td>50点</td></tr><tr><td>計</td><td>75点</td><td>75点</td><td><u>50点</u></td><td><u>200点</u></td></tr></table>		運営実績に係る配点	事業計画に係る配点	<u>整備計画に係る配点</u>	計	書面審査	25点	75点	<u>50点</u>	<u>150点</u>	実地審査	50点	－	<u>－</u>	50点	計	75点	75点	<u>50点</u>	<u>200点</u>
		運営実績に係る配点	事業計画に係る配点	計																																		
書面審査	25点	75点	100点																																			
実地審査	50点	－	50点																																			
計	75点	75点	150点																																			
	運営実績に係る配点	事業計画に係る配点	<u>整備計画に係る配点</u>	計																																		
書面審査	25点	75点	<u>50点</u>	<u>150点</u>																																		
実地審査	50点	－	<u>－</u>	50点																																		
計	75点	75点	<u>50点</u>	<u>200点</u>																																		
	(追加)	(5) 人事委員会規則の改正 <u>移管先候補者の選定後、3(4)に記載の本市職員の派遣を行うため、移管先候補者が京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項第1号に定める法人の要件に適合するものとして、人事委員会規則の改正（職員を派遣する法人等への移管先候補者の追加）がされることとなります。仮に、移管先候補者が移管前に当該要件に適合しないこととなったときは、上記の規則改正がされず、この場合、移管事務を停止することがあります。</u> <u>なお、上記により移管事務を停止した場合において、移管先候補者が保育所の移管に関して支出した費用等については、補償できませんので、あらかじめ御了承ください。</u>																																				

修正箇所	従来ベースの募集要項	変更点																												
移管後の運営に係る基本事項																														
1 保育所運営 定員・運営 (P 2 6)	保育所又は認定こども園（幼保連携型又は保育所型）として運営すること	<u>保育所として運営すること</u>																												
	崇仁保育所の過去の歳児別受入割合に沿った児童の受入れを行うこと (別添1参照)	<u>定員は170名とすること</u>																												
2 職員について (P 2 6)	※ 移管後に当該保育所を認定こども園として運営する場合、「保育士」は「保育教諭」と読み替える。	<u>(削除)</u>																												
2 職員について 職員数 (P 2 6)	本市の基準に基づく保育士等を確保すること 障害児認定区分に応じた職員加配基準に基づき保育士を配置すること	<u>各年度において、必要となる保育士等を確保すること</u>																												
2 職員について 保育士 (P 2 6)	次の常勤保育士を確保し、移管を受けた保育所において勤務させること ・保育士等（保育士、保育教諭、幼稚園教諭）として経験10年以上又は法人が運営する園での経験が7年以上の保育士を3人以上（うち1人は乳児保育経験のある者） ・上記のほか、乳児保育経験のある保育士を2人以上 ・保育士等として経験5年以上の保育士を 1／3 以上	<u>(削除)</u>																												
2 職員について 引継ぎ・共同保育 (P 2 6)	<table><tr><th>対象者</th><th>期間及び日数</th></tr><tr><td rowspan="2">園長予定者</td><td>4月～12月 原則週 1日</td></tr><tr><td>1月～ 3月 原則週 2.5日</td></tr><tr><td rowspan="2">主任保育士予定者</td><td>4月～ 8月 原則週 1日</td></tr><tr><td>9月～ 3月 原則週 5日</td></tr><tr><td rowspan="3">幼児クラス担任予定者 (各クラス1名)</td><td>6月～ 8月 原則週 1日</td></tr><tr><td>9月～12月 原則週 2.5日</td></tr><tr><td>1月～ 3月 原則週 5日</td></tr><tr><td rowspan="2">乳児クラス担任予定者 (各クラス1名)</td><td>6月～12月 原則週 1日</td></tr><tr><td>1月～ 3月 原則週 5日</td></tr><tr><td rowspan="2">調理員予定者1名</td><td>6月～12月 原則週 1日</td></tr><tr><td>1月～ 3月 原則週 5日</td></tr></table>	対象者	期間及び日数	園長予定者	4月～12月 原則週 1日	1月～ 3月 原則週 2.5日	主任保育士予定者	4月～ 8月 原則週 1日	9月～ 3月 原則週 5日	幼児クラス担任予定者 (各クラス1名)	6月～ 8月 原則週 1日	9月～12月 原則週 2.5日	1月～ 3月 原則週 5日	乳児クラス担任予定者 (各クラス1名)	6月～12月 原則週 1日	1月～ 3月 原則週 5日	調理員予定者1名	6月～12月 原則週 1日	1月～ 3月 原則週 5日	<table><tr><th>対象者</th><th>期間及び日数</th></tr><tr><td>園長予定者 1人</td><td>平成32年1月～ 3月 原則週 2.5日</td></tr><tr><td rowspan="2">クラス担任予定者 1人 (0歳児担任のみ)</td><td>平成31年6月～12月 原則週 1日</td></tr><tr><td>平成32年1月～ 3月 原則週 5日</td></tr><tr><td rowspan="2">調理師予定者 1人</td><td>平成31年6月～12月 原則週 1日</td></tr><tr><td>平成32年1月～ 3月 原則週 5日</td></tr></table>	対象者	期間及び日数	園長予定者 1人	平成32年1月～ 3月 原則週 2.5日	クラス担任予定者 1人 (0歳児担任のみ)	平成31年6月～12月 原則週 1日	平成32年1月～ 3月 原則週 5日	調理師予定者 1人	平成31年6月～12月 原則週 1日	平成32年1月～ 3月 原則週 5日
	対象者	期間及び日数																												
園長予定者	4月～12月 原則週 1日																													
	1月～ 3月 原則週 2.5日																													
主任保育士予定者	4月～ 8月 原則週 1日																													
	9月～ 3月 原則週 5日																													
幼児クラス担任予定者 (各クラス1名)	6月～ 8月 原則週 1日																													
	9月～12月 原則週 2.5日																													
	1月～ 3月 原則週 5日																													
乳児クラス担任予定者 (各クラス1名)	6月～12月 原則週 1日																													
	1月～ 3月 原則週 5日																													
調理員予定者1名	6月～12月 原則週 1日																													
	1月～ 3月 原則週 5日																													
対象者	期間及び日数																													
園長予定者 1人	平成32年1月～ 3月 原則週 2.5日																													
クラス担任予定者 1人 (0歳児担任のみ)	平成31年6月～12月 原則週 1日																													
	平成32年1月～ 3月 原則週 5日																													
調理師予定者 1人	平成31年6月～12月 原則週 1日																													
	平成32年1月～ 3月 原則週 5日																													
	移行期間としての引継ぎ・共同保育期間中は、保育内容や職員配置等運営に係る市からの助言・要請に対して誠実に応じること	<u>(削除)</u>																												